

舎 密 局 ～ 三 高 資 料 に つ い て

—教養部図書館史の点描として—

大阪英語学校時代の明治8年2月2日に最初の閲覧規則として「書籍拝借心得」（教養部報123号参照）が誕生し、同9年12月9日には「書籍縦覧場」（同上参照）が設置されて、図書館としての体裁が整い始めたのであるが、「書籍拝借心得」が当時としても不十分な規定であったために、明治10年1月27日に「大阪英語学校書籍規則」の成立となった。この規則に起案文があつて珍らしいと思われるのでその全文を紹介しよう。「凡ソ海外ノ国語ヲ学ハント欲スルヤ海外ノ書籍ヲ要ス英語学校ノ如キハ其書籍ヲ速ク英米ノ二国ニ取ルガ故ニ供給ノ乏シキ価格ノ貴キ自カラ学徒ヲシテ閲覧ノ便ヲ失ハシム因ニ今般左ノ通り校籍貸与及月賦払下ノ規則ヲ定正施行候ニ付各自能ク之ヲ認体遵守スベシ」（諸伺記綴甲明治10年）とあつて、その「校籍貸与規則」の第2条には「生徒の日課用書籍ハ自辨勿論ナレトモ時宜ニ依リ校籍ヲ貸渡スコトモアルヘシ」となっている。日課用書籍とは今でいう教科書のことであつて、条件付ではあつてもこれを貸出すことができるとし、第4条では寄宿舎に入舎の者には課外の書籍を2部に限り貸出すこととした。このことは、一般通学生には認められていないことを意味し、また校員（教官をも含めて）も三冊の貸出しが認められていたけれども、それは研究室までであつて、自宅に持ち帰ることは禁じられていたようである。なお「書籍払下規則」の第1条には「教場必要ノ書籍一時払下難相願輩ヘハ十二ヶ月賦ヲ以テ払渡候事」となっていて、この頃は教科書の月賦販売業務まで図書館職員が担当していたのである。

明治13年3月4日には、始めて特別貸出の許可をした文書がある。「医学本科生近藤富之助外五名ヨリ解剖書壹部拝借之儀別紙之通願出候間右ハ特別ヲ以御許可相成乎」に対して朱書にて「願之趣特別ヲ以許可候事」とあるが、こののちこの種の特別貸出が多くなると共に、同年7月1日には「當夏季休業中校籍拝借願」が同様に特別許可と

なっている（雑事書類明治13年）。

明治12年4月に大阪専門学校と校名変更があつた翌年の6月9日には文部卿河野敏鎌代理文部少輔九鬼隆一より「自今其校所蔵ノ図書并ニ器械模型等毎学年末ノ調査ヲ以テ分類目録ヲ編纂シ或ハ便宜印行シ毎学年ノ始メ九十日已内ニ差出スヘキ事 但器械模型標品等ハ可成丈和洋両名ヲ記載スヘキ事」という文書がきて（文部省特別達書綴明治13年）、この時から手書の冊子目録又は印刷冊目録が作成されて毎年送付されることになったが、これは明治22年5月2日付にて、文部大臣子爵榎本武揚の「自今差出スニ及ハス」の達まで続くこととなる。

明治13年9月4日に制定された大阪専門学校事務分掌規定をもって、分掌規定の最初とされるものであるが、この当時には記録掛・会計掛・教場監事・器械掛・書籍（ショジャク）掛などがあつて、明治18年11月30日に改正されるまで書籍掛は、次のような規定となっている。

1. 書籍室規則ノ改正ノ意見ヲ稟申スル事
1. 當校ニ所蔵ノ図書ヲ管知保存スル事
1. 管知スル所ノ図書ヲ書籍室規則ニ因テ出納スル事
1. 書籍縦覧所ノ取締ヲナス事
1. 教科用及参考用ノ図書購買并ニ不用ノ図書売却ニ付意見ヲ稟申スル事
1. 毎年管知スル所ノ図書ノ出納及ヒ現数ノ統計表ヲ調整スル事

大阪専門学校が大阪中学と改称されたのが、明治13年12月11日であるけれども、この頃の蔵書数は和漢書が6516部で外国書が6916部、その他の地球儀及掛図等が110点となっている。一見したところ蔵書数が少いようであるが、この頃までに購入された図書特に教科用図書を中心にして、売却されるのが常であつた。それは例えば「左之通御蔵書中全ク有餘ニ付壹部金拾二銭二厘宛ニ而御払渡ニ相成度此段相伺候也」というような起案文を

度々目にすることができることから、それを知ることができるのであるが、一方では度々の校名変更による学科内容の改正から、不要となったものが当時の文部省会計局に預けられて、そこから東京図書館長の鈴木良輔宛に配置換となったような図書も多いのである（文部省達書類明治14年）。

明治14年11月24日には、これまで書籍掛は書籍室といって教場を改装した部屋を使用していたが、この日より第六番教師館を文庫と改称して、始めて独立の建物となり、機能が集中化されることになったのである（文部省伺届原稿明治14年）。このことを大阪中学校一覧は次のように報じている「閲覧場ハ之ヲ二区ニ分チ一ヲ特設閲覧室ト称シテ職員ノ閲覧所トナシ一ヲ普通閲覧室ト称シテ生徒ノ閲覧所トシ各成規ニ遵ヒテ図書ヲ閲覧スル事ヲ許ス。此閲覧場ノ開閉ハ執務ノ都合ニヨリ時々小変ナキ能ハスト雖モ大約日課始業前三十分時ニ開キ日課終業後三時間ヲ経テ閉ツルヲ例トス』と。

文部卿福岡孝弟宛に「規則制定之儀伺」が出され、明治15年4月8日に「伺之通」と決裁になった「図書室規則」が施行されることになって、始めて図書室の名が公式に使用されると共に、教員はもちろん生徒に対しても貸出が認められることになった点において画期的であるといえるだろう。（文部省伺届原稿明治15年）。また、旧職員及び卒業生に対しても閲覧の便が開かれることになったこの規則は、現在の閲覧規則と大差のないものとして見ることができるのではないだろうか。

明治16年2月には「大阪中学校文庫和漢図書目録」が印刷冊子目録として誕生し、また同年8月28日には、「従来當省直轄学校（中略）等へ図書

物品ノ類ヲ寄付候節ハ管轄庁ヲ經由シ来リ候処自今本人ノ便ニ依リテハ直ニ其学校館等へ申出ルモ不苦候条此旨告示候事 但寄付品ノ種類ト本人ノ請願ニ依リテハ其寄附ヲ受クベキ学校館等ヨリ運搬費ヲ支給スルコトアルヘシ」と文部卿福岡孝弟名で告示第1号が出されているのに注目する必要がある。

明治18年7月12日付をもって「其校儀自今其組織ヲ改メ大学分校ト称シ候」と文卿伯爵大木喬任より達があり、同年11月30日に「大学分校処務規程」が制定されて2課6係となり、教務課の中に教場係・寄宿係・器品係が包含され、会計課には会計係・庶務係が所属している。

この頃から大学分校の移転計画があったようであり、明治18年11月13日付で^{東成}郡長より地価あるいは松虫塚辺の細図に関する回答文があり、また絵敷地が3000坪で文庫の占める坪数が150坪の数を目にすることもできる（参考書類明治18年）。また翌年の2月2日朝日新聞が「大学分校の新校地」と題して、京都伏見桃山が見合せとなり、大阪東成郡天王寺村茶白山を敷地とする旨の記事があったりするが、19年4月29日に第三高等学校と改称されてのち、10月28日の大阪朝日新聞に大阪は教育に適地ではなく、京都に移転が内定した旨の記事があり、更に12月6日には文部省達達によって京都移転が決定されている。なお大阪朝日新聞は、葛野郡谷口村、等持院内に定められる筈のところ、愛宕郡吉田村旧名古屋藩邸の跡に定められた旨の記事を掲載しているが、このことについては「神陵史」に詳しいところである。

（元教養部図書室 古原雅夫）

京都大学附属図書館について

—『静脩』に寄せられた意見より—

『静脩』も創刊以来、20年になった。この間に寄稿された図書館についての要望や意見をそれぞれ一行ほどの文章におきかえ、類似のものをまとめ、分布と内容を調べてみた。『静脩』の創刊号（1964年9月発行）から現在（19巻1号、1982年4月発行）

までに、教官から学生にいたる多くの利用者から寄せられた要望や意見は、内容上82項目にわたっている。図書館の新館、機能の拡充によって、多くの要望に応えることができるようになったが、今後さらに努力目標とすべきことも数々ある。